オオタカ指定解除の検討過程と解除後の対応

指定解除に至るまで(~2017.9.21)

国内希少野生動植物種の指定解除要件(抜粋)

カテゴリーが準絶滅危惧(NT)へとダウンリストし、次のレッドリストの見直し においても絶滅危惧 II 類(VU)以上に選定されない場合、解除による種への 影響も含めた指定解除についての検討を開始する。

『絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略』より(平成26年4月策定)

2006年 第3次RL→オオタカはNT 2012年 第4次RL→オオタカはNT

指

定

の

過

程

2013 ② 2013年5月15日 野生生物小委員会

オオタカ指定解除の検討開始について了承。 • 2013年6月3日~7月2日:パブリックコメント

- ◎ 2013年7月17日 野生生物小委員会(パブコメ結果報告)
- 2013年10月23日:オオタカ問題シンポジウム • 2014年3月9日:東京オオタカシンポジウム

調査方法やデー タは正しいのか



2014 • 2014年7月:オオタカ生息状況に関する追加のアンケート調査

• 2014年10月4日:シンポジウム(希少種解除の課題)

オオタカを希少種 ◎ 2014年10月16日 野生生物小委員会 から外すと里山を 指定解除の方針について合意。 守れなくなる

ただし、NGO、学会等に十分周知し理解を求めることが条件。

- 2015 2016年1月~3月:指定解除に係る意見交換会
- 2016 2016年4月まで:ホームページ上でも意見募集
- 2017 · 2017年4月19日:中環審への諮問の前提となる専門家からなる検討会に おいて指定解除方針について合意
 - ◎ 2017年5月22日 野生生物小委員会 オオタカ指定解除を内容とする種の保存法施行令案について了承
 - 2017年5月~6月: 政令改正に関する各省協議、都道府県事前説明
 - 2017年7月4日~8月3日:パブリックコメント
 - ◎ 2017年8月23日 野生生物小委員会(諮問)
 - 2017年8月29日 閣議決定、9月21日指定解除

指定解除後の対応

- 捕獲等の規制
- 流通の規制
- 輸出入の規制

鳥獣保護管理法に 基づく規制に移行

- 「希少鳥獣」の指定解除により、捕獲の許可権限は県へ。
- 生きている個体は、鳥獣法に基づく飼養登録の対象となる。 (都道府県に登録。1年更新。足環装着。)
- 鳥獣法では、愛がん飼養・販売目的での捕獲は許可されない。
- オオタカ及びその卵を販売禁止鳥獣等へ追加。
- CITES II であることは変わらないため、外為法による輸出入規制は継続。

モニタリングの実施

(オオタカ生息状況等調査委託業務) ※環境省事業は平成29年度より5年を目途として実施

く実施内容>

- モニタリング区(6筒所)での営巣数と繁殖成績の調査
- 全国におけるオオタカの生息・繁殖状況把握(ヒアリング、アンケート等)
- 指定解除による生息状況への影響把握(ヒアリング、アンケート等)

環境省事業終了後も長期的なモニタリングができる体制の構築

- 全国鳥類繁殖分布調査等の参加者へのアンケート
- ・NGO等による既存のオオタカの調査・保護活動と連携